

処遇改善加算Ⅱを取得しています。(令和7年度)

介護職員処遇改善加算の算定要件として

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

- ・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ・上記の掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ・上記について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

- ・資格取得のための支援の実施
- ・上記について、全ての職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

介護職員について、経験若しくは資格に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。

- ・経験に応じて昇給する仕組み
- ・資格等に応じて昇給する仕組み
- ・一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み
- ・上記について、全ての職員に周知している。

以上の算定要件を満たすことにより介護職員の待遇等の改善に努めています。